

修繕請負契約書（総価契約）（案）

修繕名称	江波水資源再生センターNo.2・3脱水機修理
修繕場所	中区江波西一丁目
修繕期間	契約締結の日 から 令和 9年 2月 15日 まで
修繕契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 0円)
契約保証金	請負代金額の 10分の1以上
特約事項	なし
特約条項	
適用除外事項	
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の修繕について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の修繕請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者 広島市中区国泰寺町一丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役
〇〇 〇〇

修繕請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、設計書、図面、修繕に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする修繕の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、修繕請負契約書記載の修繕（以下「修繕」という。）を契約書記載の修繕期間（以下「修繕期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この約款に定める承諾、請求、通知、報告、申出、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(修繕の公共性の認識等)

- 第2条 受注者は、修繕を行うに当たっては、修繕の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、修繕を行わなければならない。

(経費等の負担)

- 第3条 修繕を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

(権利義務の譲渡制限等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、修繕の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の修繕を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。
- 3 受注者は、前項の規定にのっとり、修繕の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（修繕の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の修繕に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあつては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期

間を経過しないもの

- (2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者
- 4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（修繕を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、修繕を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負う。

（実施計画書の作成）

第6条 受注者は、修繕を実施するための修繕実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（監督員）

第6条の2 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 仕様書等に基づく修繕の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 仕様書等に基づく工程の管理、立会い、修繕の施工状況の検査又は使用材料の試

験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める承諾、請求、通知、報告、申出、催告及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（従業員）

第7条 受注者は、修繕の履行に必要な数の従業員の氏名及び資格を、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

- 2 発注者は、受注者の従業員で修繕の処理及び管理につき著しく不適當であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

（現場責任者）

第8条 受注者は、修繕に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。その者を変更したときも同様とする。

- (1) 受注者の従業員の指導監督
- (2) 仕様書等に定めのない修繕内容の履行に係る承諾
- (3) その他この契約の目的達成に必要な事項

- 2 受注者が選任する現場責任者は、発注者が別に定める資格要件を満たしている者とする。
- 3 発注者は、修繕の履行に関する発注者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。
- 4 現場責任者は、この契約の履行に関して、修繕現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、修繕契約金額の変更、修繕期間の変更、契約金額の請求及び受領、第7条第2項の請求の受理、当該請求に係る決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（臨機の措置）

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りで

ない。

- 2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査等)

第10条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者に修繕に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の修繕の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

- 2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めたときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを請求することができる。

(報告義務)

第11条 受注者は、修繕を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他修繕の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

- 2 受注者は、修繕実施計画書に従った修繕の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

第12条 受注者は、修繕を完了したときは、仕様書等に定めるところにより、修繕実施報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の修繕実施報告書が到達した日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、修繕目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって修繕の完了を確認した後、受注者が修繕目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該修繕目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該修繕目的物の引渡しを契約金額の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、修繕が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

第13条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定によりみなして適用される場合を含む。)の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(談合行為等の措置)

第 13 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 6 項の不当な取引制限をし、同法第 3 条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第 7 条又は第 7 条の 2 の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第 2 条第 8 項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第 1 号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第 198 条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第 1 項各号のいずれかに該当するときは、修繕契約金額の 10 分の 2（ただし、同項第 4 号に該当するときは 10 分の 1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 4 前項の規定による損害金の請求を行う場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における修繕の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、修繕に着手すべき期日を過ぎても修繕に着手しないとき。
 - (2) 契約期間内に完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に修繕を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第 12 条第 6 項の修補がなされないとき。
 - (4) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定に違反したとき。
 - (2) 修繕を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 修繕の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 修繕の一部の履行が不能である場合又は修繕の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないと

き。

- (5) 修繕の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が修繕の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。

イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

4 受注者は、第1項若しくは第2項の規定によりこの契約を解除されたとき又は次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、修繕契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

5 第1項又は第2項の各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（解除後の処理）

第15条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した修繕の内容を発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する修繕契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

（契約の保証）

第16条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、修繕契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 修繕契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の修繕契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 契約保証金は、受注者が、この契約に定める義務を履行したときは、これを還付する。

6 契約保証金には、利息を付けない。

7 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第13条の2第1項、第14条第1項若しくは同条第2項の規定により契約が解除された場合又は第16条第4項各号に掲げる者が契約を解除した場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、修繕期間内の修繕完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と修繕の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との修繕の実施計画に関する協議を行った結果、修繕期間内の修繕完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に修繕期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により修繕期間内の修繕完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と修繕の実施計画に関する協議を行うものとし、修繕期間内の修繕完了に遅れが生

じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に修繕期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による修繕期間の延長)

第16条の3 受注者は、その責めに帰することができない事由により修繕期間内に修繕を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に修繕期間の延長変更を請求することができる。

(修繕期間の変更方法)

第16条の4 修繕期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が修繕期間の変更事由が生じた日（その変更が第16条の3の規定による場合にあっては、発注者が修繕期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(修繕契約金額の変更方法等)

第16条の5 修繕契約金額の変更方法については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、修繕契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して、これを定める。

(一般的損害)

第17条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他修繕に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他修繕を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約不適合責任)

第17条の3 発注者は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 修繕の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項又は前項の規定は、修繕目的物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 5 発注者は、第12条第4項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 6 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 7 発注者が第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 8 発注者は、第5項の請求を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 9 前4項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 11 発注者は、第12条第4項又は第5項の規定による引渡しの際に、契約不適合があることを知ったときは、第5項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

(遅延損害金)

- 第 18 条 受注者が、その責めに帰すべき理由により修繕請負契約書に定める修繕期間内に修繕を完了することができないことが明らかになった場合において、修繕期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、修繕期間を延長することができる。
- 2 前項の遅延損害金は、延長前の修繕期間満了の日から第 12 条第 2 項(同条第 6 項後段の規定によりみなして適用される場合を含む。)の規定による検査の合格の日までの日数 1 日に付き、発注者が修繕の未履行部分に相応する修繕契約金額相当額として定める額の 1,000 分の 1 に相当する額とする。

(守秘義務)

- 第 19 条 受注者は、修繕の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(部分払)

- 第 20 条 受注者は、債務負担行為に係る契約において、修繕の完成前に、出来形部分並びに修繕現場に搬入済みの使用材料及び製造工場等にある工場製品(第 6 条の 2 第 2 項第 3 号の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに、監督員の検査を要しないものにあつては仕様書等で部分払の対象とすることを指定したのものに限る。)に相応する契約金額相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 5 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、修繕期間中、1 年度につき 3 回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は修繕現場に搬入済みの使用材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において契約金額相当額(第 1 項の契約金額相当額をいう。以下この項において同じ。)は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、前項の請求を発注者が受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq (\text{契約金額相当額} - \text{既に部分払の対象となった契約金額相当額}) \times 9 / 10$$

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第 21 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、

修繕請負契約書の特約事項に定めるところによる。

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第22条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初にその超過額について部分払を請求することができる。この場合の支払については、第20条第4項後段の規定を準用する。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

(火災保険等)

第23条 受注者は、修繕途中において部分払いを請求する際には、修繕の出来高に対し、保険期間を修繕目的物の引渡しの日までとした火災保険等を付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。(補則)

第24条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

契約保証金の納付等について

広島市においては、契約の締結にあたり、契約保証金（契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額。以下同じ。）の10分の1以上の額）を**契約締結の日までに納付**していただくことにしております（契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他入札公告に記載した契約保証金の免除要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。**（契約保証金（現金）と保証等の併用はできません。）**

なお、具体的な取扱いとは次のとおりですが、金融機関の保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください**。

※ 保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。（次ページ参照）

区 分	取扱機関等	内 容
1 契約保証金の納付	契約担当課	落札者の方は、契約金額の10分の1以上の契約保証金（現金）を本市の指定金融機関へ所定の納入通知書により納付してください。
2 利付国債又は広島市債の提供	契約担当課	落札者の方は、額面で 契約金額の10分の1以上 の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
3 金融機関の保証 ※ 「金融機関」については、下の欄外を参照してください。	金 融 機 関	落札者の方は、金融機関が交付した保証書を契約担当課へ持参してください。 ※ 保証契約の締結にあたっての留意事項 ① 保証契約締結日及び保証書作成日：落札日から 契約締結日までの日 とすること。 ② 契 約 内 容：契約名称、履行場所及び 契約金額 は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保 証 期 間：契約書に記載された 契約期間 と同一期間とすること。 ④ 保 証 金 額： 契約金額の10分の1以上 の額とすること。 ⑤ 名 宛 て 人：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ⑥ 保証委託者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦ 履行請求期限：保証期間経過後、2か月以上確保すること。
4 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。 ※ 保険契約の締結にあたっての留意事項 ① 保証契約締結日及び証券作成日：落札日から 契約締結日までの日 とすること。 ② 契 約 内 容：契約名称、履行場所及び 契約金額 は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保 険 期 間：契約書に記載された 契約期間 と同一期間とすることを原則とする。 ④ 保 険 金 額： 契約金額の10分の1以上 の額とすること。 ⑤ 契 約 種 類：「建設工事以外」とすること。 ⑥ 被 保 険 者：「広島市 代表者 広島市長 松井 一實」とすること。 ⑦ 保険契約者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑧ 特 約 条 項：「定額てん補」とすること。 なお、「保険責任の始期および終期に関する特約条項」は付さないこと。

※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。

- 金融機関の保証及び履行保証保険契約の締結にあたっては、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除の場合も保証するものである必要があります。

取扱機関への申込みの際には、下の記載例にあるとおり、保証債務の内容が破産管財人、管財人又は再生債務者等に対しても保証されるよう手続を行ってください。

【取扱機関による保証の記載例】

（発注者）と保証委託者間の〇〇〇〇契約に基づく債務の不履行による損害金の支払保証。
なお、保証委託者に係る次の者が当該契約を解除した場合についても、損害金の支払いを保証する。

- 1 保証委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人
- 2 保証委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人
- 3 保証委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等